

荒川区立 第三瑞光小学校

PTA 規約



第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、荒川区立第三瑞光小学校PTAといい、事務所を荒川区立第三瑞光小学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、家庭、教職員、地域が協力して、家庭と学校と社会における荒川区立第三瑞光小学校全児童の幸福な成長をはかり、会員同士が親しみ合い、教養を高めることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的をとげるため、次の活動をする。

- 1 学校教育に対する理解と協力を示し、環境の整備や教育の促進をはかる。
- 2 学校と家庭と地域との緊密な連携によって、児童の心身の健全な発達をはかる。
- 3 地域社会において、教育的な望ましい環境をつくる。

第4条 この会の活動は、原則として、総会や運営委員会で協議決定された事柄に基づき、会員からボランティアを募って実行する。全ての活動は会員相互の支え合いによって成り立つものとする。

第3章 方針

第5条 この会は、次の方針に従って行動する。

- 1 この会は、自主独立のものであり、他のどのような団体にも干渉されない。
- 2 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3 特定の政党や宗教にかたよることなく、どんな営利企業をも支持しない。また、営利のみを目的とするような行為は行わない。
- 4 この会またはこの会の本部スタッフの名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 5 学校の運営には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となる事のできる者は、次のとおりである。

- 1 荒川区立第三瑞光小学校に在籍する児童の保護者
- 2 荒川区立第三瑞光小学校の教職員

第7条 入会については次のように定める

- 1 この会への入会は任意とし、その目的、活動内容や方針に賛同する保護者及び教職員を会員として組織する。
- 2 三瑞小への入学をもって入会とし退会する場合は第8条によって行うものとする。

第8条 退会については次のように定める

- 1 自由意思によってこの会を退会する場合は退会届の提出をしなければならない。(任意退会)
第6条の要件を満たさなくなった場合は会員資格の消滅をもって退会とする。退会届提出の必要はない。(自動退会)
- 2 退会届は別に定めた期間内に提出するものとする。

第5章 会 計

第9条 会費は、一児童につき月額330円とする。

第10条 この活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われ、第2章の目的以外には使用してはならない。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 本部スタッフ

第14条 本部スタッフは次のとおりである。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 書記 若干名
- 会計 若干名

本部スタッフは、他の本部スタッフ、会計監査を兼ねることができない。

第15条 本部スタッフは、本人の承諾を得、総会の承認を得て就任する。

第16条 本部スタッフの任期は、1人につき2年とする。引継ぎ期間を含む次年度5月末日までとする。ただし、再任を防げない。

第17条 本部スタッフは、次の職務を行う。

- 1 会長は本会を代表し、総会及び本部ミーティング、運営委員会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を果たすことができないときには、その職務を代行する。
- 3 書記は、この会に関する事務処理や各会議の事項の記録を行う。
- 4 会計は、この会に関する金銭や財産を管理し、予算の立案や総会で決算報告を行う。

第7章 会計監査委員

- 第18条 この会の経理を監査するために、若干名の会計監査委員を置く。
- 第19条 本人の承諾を得、総会の承認を得て就任する。
- 第20条 会計監査委員は、必要に応じ随時、会計監査を行うことができる。
- 第21条 会計監査委員の任期は、1年とする。ただし、再任を防げない。

第8章 総会

- 第22条 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関である。
- 第23条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 定期総会 年度初総会、年度末総会
- 臨時総会 運営委員会が必要と認めたとき、また会員の10分の1以上の要求があったときに開催される。
- 第24条 総会は、書面やオンライン（メールを使用する等）で開催し、議決することができる。総会の日程、議題は特別な場合を除き、5日前に全会員に通知しなければならない。
- 第25条 決議は過半数の反対表明がないかぎり、可決とする。

第9章 本部ミーティング

- 第26条 本部ミーティングは本部スタッフをもって構成され、この会の運営や運営委員会に提出する議案の企画及び緊急事項の審議決定をする。

第10章 運営委員会

- 第27条 運営委員会は、校長、本部スタッフ、及び各学年委員の代表をもって構成し、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。その他、会員（保護者、教職員）は運営委員会に出席し、報告や意見を述べるることができる。
- 第28条 運営委員会は、学年委員の連絡調整をはかり、日常の運営に関することを審議する。また、総会に提出する議案を調整する。
- 第29条 運営委員会は適宜開催する。

第11章 学年委員

- 第30条 学年委員は、その学年の保護者と教職員で構成され、PTAの目的をとげるよう活動し、それを全体に反映させる。そのため、学年委員の会合は自主的に随時行う。
- 第31条 学年委員は、各学年の保護者よりクラス数×2名以上程度選出する。

第32条 学年委員は協力して学級、学年の活動を中心にすすめ、会員相互の連絡と交流をはかる。

第33条 学年委員の代表は、運営委員会に出席する

第12章 改正

第34条 この規約は、総会において3分の2以上の反対表明がなければ改正する事ができる。
また、改正案は、総会のすくなくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

【附則】本会則は、令和5年4月1日より施行される。

■細則

第1章 慶弔規定

第1条 教職員の結婚・出産の場合、祝金5千円を贈る。

第2条 会員もしくは児童に次の事由の生じたときは、弔慰金5千円、または見舞金3千円を贈る。

- 1 死亡（弔慰金と供花）
- 2 災害（見舞金）

第3条 弔慰金または見舞金は会員の申し出により、その事実が確認された場合には、本部ミーティングでの協議を経て、会計が準備作業を行ない、教職員を通じて贈る。

第4条 その他特別の事情があるときには、本部ミーティングの協議によって決定する。

第2章 サークル規定

第5条 サークルは、PTA規約第2章、第3章の目的及び活動、方針に基づいて、会員の有志が活動するものの中で、特定の目的と規模を必要とし、設けられたPTA予算の範囲内で活動を行なう組織とする。

第6条 サークルの活動目的、構成員の最低必要数、予算等について、本部ミーティング、運営委員会で適宜、検討し決めるものとする。必要数に達しない場合には再募集することもやむを得ない。または活動しない。

第7条 サークルを運営するにあたって、構成員は年間計画や予算案に沿った活動を目指すこととし、本部への活動報告や収支報告等を行うこととする。

第8条 新たなサークルを創設したい場合（必ずしも、継続をする必要は無い）には、企画・立案を本部へ報告し、その実施の是非について、学校や本部ミーティング、運営委員会にて適宜、検討する。

第3章 校庭利用規定

第9条 校庭利用については児童の健やかな心身の育成や、遊び場確保のため全保護者の分担を持って実施するよう努めることとする。

第4章 個人情報取扱規定

第10条 この個人情報取扱規定は、PTA本部が保有する個人情報の適正な取り扱いを定める事により事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第11条 PTA本部は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報保護に努めるものとする。

第12条 名簿等個人情報の配布が必要な時には、その取扱いの方法について配布対象者に周知する。

第13条 前条の個人情報とは、「個人情報取扱同意書」などにより会長に提出された次の事項を記したものとする。

（例）氏名・住所・電話番号・メールアドレスその他、必要とする者で同意を得た事項

第14条 1 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならぬ。ただし、すでに会員に配布しているものに対しては、削除の連絡をすることでこれに替える。

取得した個人情報は、次の項目に沿った利用を行うものとする。

- (1) 文書等の配布・送付
- (2) 本部スタッフ・学年委員名簿等の作成
- (3) PTA行事ボランティア名簿の作成
- (4) 会報誌、校庭当番表、PTA活動に伴う当番表の作成
- (5) PTA活動に伴う会員相互の連絡

第15条 1 取得した個人情報は会長または会長が指定する本部スタッフが適切に管理する。

2 不要となった個人情報は会長または会長が指定する本部スタッフ立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第16条 1 周年行事等へ招待する可能性のある者（会長、会長以外の本部スタッフで保存の希望があった者等）の個人情報は、最大10年間は保管する。

2 その他個人情報は、取得した年から1年間保管するものとする。

第17条 個人情報には次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合

第5章 インターネット利用規定

【目的】

第18条 この会は以下の目的のためにインターネットを利用する。

- 1 三瑞小 PTA の活動を紹介し、活動への理解を促し、積極的な参加を呼びかける。
- 2 会員への迅速な情報共有と意向の確認を行なう。

【管理】

第19条 インターネット運営管理責任者は、会長とする。

第20条 インターネット運営管理実務者は、運営管理責任者の判断のもと、本部スタッフもしくは会員の中から、選定する。

第21条 パスワード等、運営管理に必要な内容は、運営管理実務者が管理するようにし、外部に流出しないように努める。

【記載内容】

第22条 ホームページ、はぐくみメール配信等には、以下の内容を記載する。

- 1 三瑞小 PTA の活動報告（行事等を写真撮影したものを含む）
- 2 活動の告知、ボランティア募集
- 3 PTA 規約等、PTA による主な配布物
- 4 その他、活動に関して必要と判断されたもの

【記載に関する注意事項】

第23条 ホームページの記載については、会長もしくは、校長・副校長により、事前に内容の承認を受けたものとする。

第24条 目的を逸脱した、広告、宣伝を行わない。

第25条 個人が特定されるような内容を記載しない。ただし、該当者に事前に承諾を得ること
で、必要に応じて記載を行う事がある。

第26条 個人の氏名、住所、電話番号等は、記載しない。個人情報の取り扱いに関しては、個人情報取扱規定に則る。

第27条 情報の削除を求められた場合には、運営管理責任者の判断のもと、運営管理実務者が速やかに削除を行う。

第6章 改正

第28条 この細則は、運営委員会において3分の1以上の反対表明がなければ改正する事ができる。また、改正案は少なくとも1週間前に、各構成員に知らせておかなければならない。さらに改正の結果は、次期総会に報告しなければならない

【附則】 この細則の変更は令和5年4月1日から施行する。